

**「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案に係る意見募集」
 に対して提出された意見とそれらに対する総務省の考え方
 （令和2年2月19日（水）から同年3月19日（木）まで意見募集）**

【提出意見】

3件（個人1件、法人2件）の提出意見がありましたので、意見提出者ごとに、提出された意見及び総務省の考え方を以下に示します。

				(提出順)
No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令【別表第二号 工事設計の様式】において、同時申込の無線設備が複数ある場合の配慮をお願い致します。</p> <p>近年ホビー用、空撮用ドローン等で用いられる操縦要送信機にて、同一基板上に複数の送信チップが搭載され、ソフトウェア制御により送信プロトコルをコントロールしているものがあります。(現在4種) そのようなものに対して同時申込で提出できる形とするよう、別紙の扱いを明確に頂ければ幸いです。</p> <p>【追加内容】 尚、同一の筐体に3つ以上複数の無線設備を登録する場合は別紙記載とする。</p> <p>【関連意見】 また、上記のような複数の送信チップを用い、ソフトウェアにより送信方法とプロトコルを制御している場合には、それらすべてに対しての工事設計書は必要とせず、あくまでハードウェア(基板に搭載された送信チップ)に対しての審査とすることを別途明示していただくことで、申請者はわかりやすくなるものと思われる。</p>	<p>技術基準適合証明等の申込の際に使用する様式は、局種の別ごとに定められており、複数の無線設備について同時申込を行う場合でも、無線設備ごとに定められた様式により申請を行う必要があります。</p> <p>このような同時申込の場合であっても、申込の単位で個別に審査が行われることから、今般定める電波発射範囲の明確化に関する確認については、一方の申込設備の様式において他方の同時申込の無線設備について確認する事項は、同時申込を行う無線設備の有無のみとしております。</p>	無
		<p>頂いた御意見につきましては、今後の検討の際の参考とさせていただきます。</p>	無	
2	株式会社 NTT ドコモ	<p>本改正は、技術基準の適合証明を受けていない周波数帯での電波発射を抑制し、機器全体としての技術基準適合性を確保する観点で有効と考えます。</p> <p>今回の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部の改正において、別表第二号 工事設計の様式 第一注11等に「(7) 5(3)④で申告した無線設備について、工事設計(送信機の定格出力、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲に係る部分に限る。)を記載した資料を添付すること。」とありますが、国内で同一周波数帯の基地局運用が無く端末が電波発射をし得ない携帯電話の周</p>	<p>本改正案についての賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本改正案は、申込範囲外の電波発射がないことを漏れなく確認し、申告頂くことを意図しているものであることから、リスクの多寡によらず、設計上、申込範囲外の電波発射の可能性があるものについては、例外なく申告の対象となり資料提出も必要となります。</p>	無

		<p>波数帯（無線設備規則に定義されていない海外ローミング向けの周波数帯等）については、同一の端末筐体に収められていたとしても資料提出を免除して頂くことを希望いたします。</p> <p>例えば、無線設備規則第 49 条の 6 の 9 に定義される「LTE 方式」や、設備規則第 49 条の 6 の 12 に定義される「5G NR 方式」等においては、当該基地局の指示（許可）により初めて端末の電波発射が行われます。そのため、国内での基地局運用が無い海外ローミング向けの携帯電話周波数帯等については、技術基準の適合証明を受けていない周波数帯での端末の電波発射のリスクが無い（電波発射不可）と考えます。</p>	<p>ただし、提出頂く資料の内容は、送信機の定格出力、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲に係る部分に限られており、申込者に過度の負担を強いるものではないと考えております。</p>	
3	テュフ ラインランド ジャパン株式会社	<p>はじめに、本改正の目的は未認証の電波発射を抑制することであり、賛成致します。</p> <p>その上で弊社は申請者から工事設計書の記載方法について問合せを受けることが想像されますので、その時のために以下についてご教授頂けますようお願いいたします。</p> <p>代表して工事設計書の様式第一の改正後で質問させていただきます。</p> <p>5 その他の工事設計</p> <p>—（3）同一筐体に収められた他の無線設備の申告 対象となる同一筐体内の他の無線設備とは、国内で認証できる無線設備のみでしょうか？それとも GSM 等日本で認証できない無線設備も対象になるのでしょうか？</p> <p>—（3）④上記①～③以外の無線設備 具体的にはどのような無線設備を想定されているのでしょうか？例えば内蔵する無線モジュールは WLAN と Bluetooth をカバーしているが、WLAN しか申請しない場合の Bluetooth が該当するのでしょうか？また、複数の Band をカバーしている 3G モジュールを内蔵しているが、申請はこの中の限られた Band の場合、それ以外の Band が該当するのでしょうか？</p> <p>—注 11（7） 5（3）④で申告した無線設備については資料を添付することとありますが、この添付資料も工事設計の審査対象となるのでしょうか？また対象の場合、何を審査すべきなのでしょうか？</p>	<p>本改正案についての賛同の御意見として承ります。</p> <p>本改正案において申告対象となる無線設備には、日本で認証できない無線設備も含まれます。</p> <p>また、広い周波数帯域の電波を発射可能な無線設備について、限られた帯域のみの申込を行う場合、申込範囲外の帯域については申告対象となります。</p> <p>なお、申告された無線設備の工事設計に関する資料も審査対象となりますが、主たる審査内容は、添付された工事設計のとおり電波が発射されないことを申込者が確認していることや、当該確認について矛盾がないことを確認することとなります。</p>	無